

昭和町子育て短期支援事業（ショートステイ）

ショートステイとは、保護者の方が疾病等の理由により、家庭において児童を養育する事が一時的に困難となった場合や緊急一時的に母子等を保護することが必要な場合において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

対象となるのは、町内に住所を有する 18 歳に達するまでの児童で、保護者が次のいずれかの状態による場合、または経済的問題等により緊急一時的に保護することが必要な母親と児童です。

- ・ 疾病、育児疲れ等の身体的又は、精神的な負担にかかわる事由
- ・ 出産、親族の看護等の家庭養育にかかわる事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加等社会的な活動にかかわる事由

★ 利用施設

社会福祉法人 子育て・発達の里 乳児院ひまわり
(甲斐市島上条 1441)



★ 利用施設（ひまわり）の受入対象年齢

0 才～就学前までのお子さんとその母親

★ 利用期間 一回につき 7 泊以内

★ 利用料金

保護者負担金額（一泊当たり）※別途、給食費が必要となります。

利用者の世帯区分／入所児童等の区分	2 歳未満児	2 歳以上児	緊急一時保護の母親等
生活保護世帯又は町民税非課税世帯に該当するひとり親家庭	0 円	0 円	0 円
町民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く）	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

★ 手続き（※原則、利用前に見学が必要になります：緊急の場合は要相談）

- ①相談：まずは、こども家庭センター（TEL 055-267-5044）にご連絡ください。
その後、詳しくお話を伺い、施設に見学・受け入れが可能か問い合わせをします。
- ②申請：窓口で申請書類にご記入ください。
- ③決定：利用の可否を連絡します。
- ④利用：利用者負担金は、利用後に子育て支援課から送付される請求書を確認し、お支払いください。



☆ **その他** 施設への送迎は、保護者の方がお願いします。(原則 9:00~17:00 の間)
お子さんの体調や心身の状況により、利用できない場合があります。

☆ **問い合わせ**

昭和町役場 いきいき健康課 こども家庭センター TEL 055-267-5044

☆ **利用する際の持ち物**

- ①利用許可決定通知書の写し ②児童の心身の状況調べ ③健康保険証のコピー
- ④こども医療費助成金資格者証のコピー ⑤母子健康手帳
- ⑥着替え・ミルク・哺乳瓶・紙おむつ・おしりふき(少し多めに)・歯ブラシ

